

宜野湾市立学校の部活動等の在り方に関する方針 (改定版)

3つの柱

- 適切な部活動の在り方の推進
- 休日の地域部活動移行に向けた体制整備
- 暴力・暴言・ハラスメントの根絶

～ はじめに～

部活動は、子どもたちがスポーツや文化、科学等に親しむことを通じ、互いに協力し合っ
て友情を深めるという良好な人間関係の形成、自己肯定感や学習意欲の向上、責任感や連帯
感、自主性や自律性の涵養等に資するものであります。また、学校内における授業とは異な
り、それぞれの子どもがそれぞれの嗜好に合わせて自らの意思で自主的に参加する特定の活
動であり、子どもの個性を伸ばす場となります。さらに、子どもたちに楽しさや喜び、やり
がい等をもたらし、子どもたちの自己実現に資するものでもあります。

このように、本来、部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部
活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなけれ
ばなりません。

しかしながら、令和3年1月末、県立高校運動部員が自ら命を絶つという、あってはなら
ない、誠に痛ましい事案（以下「本件事案」という。）が起こってしまいました。その要因
としては、「所属する高校の部活動に関連したストレス、とりわけ部活動顧問との関係を中
心としたストレスが要因となった可能性が高い。」（詳細調査報告書）と示されました。

教職員による暴力・暴言・ハラスメントは、法律で禁止されているだけではなく、子ども
の人権を侵害する、あってはならない行為であり、学校教育活動の一環である部活動におい
て、絶対に許されるものではありません。

「本件事案」を受け、改めて、「もし自分の学校で」「もし自分の学級の児童生徒が」「も
し自分の部活動で」「もし自分の子が」等、管理職や、部活動を指導する教職員、部活動指
導員、外部コーチ（以下「指導者」という。）はもちろん、部員も保護者も、「自分事」と
して、この問題を捉え、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて実践する必要があります。

そして、子どもの指導を行う全ての指導者及び学校、地域のクラブチームやスポーツ少年
団、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等は、子どもの人権の尊
重を旨とする指導の改善を行わなければなりません。また、指導者、児童生徒、保護者、学
校・地域が一体となり、子どもの人権を尊重する「部活動改革」に取り組む必要があります。

このたび、沖縄県教育委員会では、沖縄県教育委員会「運動部活動等の在り方に関する方
針」（平成30年12月）と「文化部活動等の在り方に関する方針」（平成31年4月）をひ
とつにまとめ改定した「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（以下「改定版」とい
う。）を策定しました。また、「子どもの権利条約」も視野に入れ、子どもの人権を尊重す
るため、現状に応じた実効性のある取組についてまとめた「部活動等における暴力・暴言・
ハラスメントの根絶に向けた取組」を策定されました。

宜野湾市教育委員会としてもこの度、スポーツ庁、文化庁・沖縄県のガイドラインに則り、
「宜野湾市立中学校の部活動等の在り方に関する方針」を策定しました。

今後も引き続き、学校・保護者、関係機関・団体と一丸となり、暴力・暴言・ハラスメン
トを根絶するとともに、子どもの人権を侵害する事案の再発防止策を徹底し、子どもの人権
が尊重され、健全で充実した適切な部活動が実現されるよう取り組んでまいります。

また、学校の教育活動に位置付けられていない地域のクラブチームやスポーツ少年団、総
合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等においても、「改定版」を参
考に適切な活動に取り組むことをお願いするものであります。

令和4年7月 宜野湾市教育委員会

教育長 仲村 宗男

目 次

◆部活動等の在り方に関する方針（改定版）

- 1 「改定版」策定の趣旨等
 - （1）「改定版」策定の趣旨
 - （2）「改定版」の対象範囲
 - （3）「改定版」の遵守と改革の取組

- 2 望ましい部活動の在り方
 - （1）部活動の位置付けと意義
 - （2）望ましい部活動の在り方

- 3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築
 - （1）部活動の方針の策定等
 - （2）指導・運営及び管理に係る体制の構築

- 4 適切な指導の実施
 - （1）指導における留意点
 - （2）部活動用指導手引の普及・活用

- 5 適切な休養日等の設定
 - （1）休養日及び活動時間の基準
 - （2）休養日及び活動時間の遵守

- 6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 7 地域との連携等

- 8 休日の部活動の段階的な地域移行へ向けて

1 「改定版」策定の趣旨等

(1) 「改定版」策定の趣旨

「改定版」は、「はじめに」にも示したとおり、令和3年1月末に起こった「本件事案」を契機に、令和3年4月沖縄県教育委員会が実施した「令和2年度沖縄県立学校部活動実態調査」結果で明らかになった多くの課題の解決と、「本件事案」のようなことを絶対に二度と繰り返さず、子どもの人権が尊重され健全で充実した適切な部活動を実現するため、策定した。

(2) 「改定版」の対象範囲

ア 「改定版」は、市立中学校の運動・文化部活動を主に想定して策定したものであり、市立中学校の運動・文化部活動に適用する。

イ 「改定版」の基本的な考え方は、小学校段階の運動・文化部活動についても、「改定版」の対象とする。

ウ 主に小学生が加入し行われるスポーツ少年団等や芸術文化関係団体等の活動は、学校の教育活動に位置付けられてはいないものの、小学生の発達の段階を考慮し、心身の成長や学校生活への影響等がないよう、校長、指導者、保護者や関係機関・団体等との連携のもと、「改定版」を参考に、適切な活動が行われるよう留意する。

(3) 「改定版」の遵守と改革の取組

ア 宜野湾市立中学校は、「改定版」を遵守し、学校全体として、子どもの人権を尊重した適切な部活動の指導・運営及び管理に係る体制を構築しなければならない。

イ 宜野湾市立中学校は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」に則り、「改定版」を参考に、持続可能な運動・文化部活動の在り方について再検討し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶や指導者の資質向上等に取り組む。

2 望ましい部活動の在り方

(1) 部活動の位置付けと意義

部活動は、学習指導要領（中学校）において、「学校運営上の留意事項」として、次のように位置付けられている。

児童生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

ア 部活動には技や力の優劣を競う競技としての一面も濃くあり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、心身ともに成長するという意義がある。

イ また、部活動には、そのスポーツや文化、科学等そのものの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・文化活動を継続するという意義もある。

ウ 部活動においては、仲間や指導者との出会いを通して、その後の進路、生き方

に良い影響を与えている面も大きい。

エ 以上のように、部活動は、子どもたちがスポーツや文化、科学等に親しむことを通じ、互いに協力し合って友情を深めるといった良好な人間関係の形成、自己肯定感や学習意欲の向上、責任感や連帯感、自主性や自律性の涵養等に資するものである。

また、部活動は、学校内における授業とは異なり、それぞれの子どもがそれぞれの嗜好に合わせて自らの意思で自主的に参加する特定の活動であり、子どもの個性を伸ばす場となる。さらに、部活動は、子どもたちに楽しさや喜び、やりがいのみならず、失敗や挫折等を通して、それらを乗り越えることの重要性を感受する情緒的体験を含む場でもあり、子どもたちの精神的な成長に資するものである。

(2) 望ましい部活動の在り方

ア 前述したとおり、部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなければならない。

イ 部活動においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって、心身の健康を保持増進することや芸術文化等の活動に親しみ、豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、指導しなければならない。

ウ 部活動は、児童生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。

部活動の指導においては、継続的にスポーツや文化、科学等の活動を行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、勝利至上主義（大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等）に陥らない指導を強く求めるものである⁴。

3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

(1) 部活動の方針の策定等

ア 宜野湾市立中学校は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」に則り、「改定版」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を再検討し、策定する。

イ 校長は、学校の設置者（教育委員会等）が策定した「設置する学校に係る部活動の方針」等に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。

ウ 指導者は、以下を作成し、校長に提出する。

- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
- 毎月の活動計画
- 活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの活動計画や活動実績を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営及び管理に係る体制の構築

ア 部活動の設置

- 校長は、児童生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。
- 校長は、現在の部活動が、性別や障がいの有無を問わず、児童生徒の多様なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、児童生徒が参加しやすいようなレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する。
例えば、より多くの児童生徒の運動機会や芸術文化等の活動機会の創出が図られ、児童生徒が楽しく体を動かす習慣を形成し、芸術文化等の活動を行えるよう、季節ごとに異なるスポーツや活動を行う部や、大会・競技志向ではなくレクリエーション志向で行う部を設けることが考えられる。
- しかし、現状、部活動増設は厳しい状況があることから、校長は、児童生徒、保護者が新規部活動設置を要望した場合、十分な審議を経て、その設置の可否を判断する。
- 市町村教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、児童生徒のスポーツ活動や芸術文化活動の機会が損なわれることがないように、複数校の児童生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

イ 校務分掌と指導・是正

- 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、児童生徒が安全に部活動を行っているか、教師の負担が過度となっていないか等について確認し、適宜、指導者に対して、指導・是正を行う。
- 校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

ウ 複数顧問制

- 複数顧問制は、複数の目で部活動を見守ることで、不適切な対応の抑制や部活動中の事故防止等、児童生徒の安全に資する面がある。また、引率等の場面において、教職員の負担軽減に資する面もある。他方、一人の教職員が複数の部活動を担当することで逆に教職員の負担が増大してしまうこともある。
校長は、教職員の負担軽減に十分に留意しながら、学校の実態に応じて、部活動の複数顧問制に取り組む。

エ 部活動指導員の任用・配置

- 学校においては、特に部活動数が多い学校ほど「全員顧問制」を申し合わせている学校が多くあり、その結果、専門ではない競技、種目、部門の顧問を担わなければならない、負担感を訴える教職員もいる。
- 校長は、学校の児童生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員配置に努めるとともに、スポーツ庁・文化庁等が示す「段階的な地域部活動の移行」等を踏まえ、教職員の負担軽減に取り組む。
- 部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導

を行うために、子どもの人権尊重、部活動の位置付け、教育的意義、児童生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の適切な対応、児童生徒の人格を傷つける言動（暴力・暴言）やハラスメントの禁止、校長の監督を受けることや児童生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

オ 「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」の設置

校長は、校務分掌に部活動担当（部活動主任等）を位置付け、部活動に係る校内委員会「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」（PTA 関係者や地域関係者等（部活動指導員、外部コーチ含む。）を設置し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、年度初めや各学期中に学校の部活動方針を確認し、部活動指導の点検（チェックシートの活用等）に取り組む。

4 適切な指導の実施

（1）指導における留意点

ア 校長及び指導者は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」や「本改定版」・「本取組」に則り、児童生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。

イ 指導者は、児童生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、児童生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、児童生徒との信頼関係を前提とした指導を行うようにする。

ウ 部活動実施に係る「新型コロナウイルス感染症」対策については、沖縄県教育委員会から発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策」及び、宜野湾市教育委員会から発出される「宜野湾市立学校における感染レベルに応じた感染症対策」に基づき実施する。

エ 練習及び練習試合の実施については、児童生徒の安全確保を最優先する。天候の変動等により児童生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に夏季の活動においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わず、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。大会等への参加についても同様とする。

オ 学校教育の一環として行われる部活動では、「肉体や精神に相応の負荷を課すことで技能や能力、記録の向上を目指す指導」と、「暴力・暴言等の許されない指導」をしっかりと線引きし、「暴力・暴言等の許されない指導」については絶対に行わないようにする。その際、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」等を踏まえた指導となるよう留意する。

カ 部活動指導における、セクシャル・ハラスメント（性に関する言動、マッサージを含む、身体接触等）を含むハラスメント行為の防止については、学校や組織及び、団体として「しない」、「させない」、「許さない」という高い意識を浸透させる。

キ 指導者は、児童生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習が児童生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、児童生徒のスポーツ・芸術文化等の能力向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう配慮する。また、児童生徒と双方向的なコミュニケーションを十分に図り、児童生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目・分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、成長期における発達の個人差や性差、特に女子部員への科学的視点を踏まえた正しい知識に基づく指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

指導者は、中央競技団体や関係団体が、部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のため作成する指導手引（レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間の活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、指導者や部員の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、「改定版」に基づく指導を行う。

5 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

イ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間休養日を設けることや、部活動共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることも考えられる。また、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

【中学校】

○ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

○ 長期休業中も、学期中に準じた扱いを行う。また、児童生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【小学校】

○ 宜野湾市立小学校においても、上記を参考に適切な運用をお願いするものである。

【小学生が加入して行われるスポーツ少年団等や芸術文化等の活動】

○ 学校の教育活動に位置付けられていない地域のクラブチームやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等においても、下記を参考に適切な活動に取り組むことをお願いするものである。

- 学期中は、週当たり3日以上（平日に2日と週末のいずれか1日以上）の休養日を設ける。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間以内とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、学校休業日における大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、児童の体調や健康状態に十分留意する。

(2) 休養日及び活動時間の遵守

ア 校長は、「3（1）」に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、宜野湾市教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定する。また、校長は、各部活動の休養日及び活動時間等を把握し、指導者に対して、適宜、指導・是正を行い、休養日及び活動時間の遵守を徹底する。

イ 小学生が加入して行われるスポーツ少年団等や芸術文化等の活動においては、中学校の前段階となる小学校児童の発達の段階を考慮し、上記「5（1）」にある休養日の設定、活動時間の基準を踏まえた活動となるよう留意する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 日本中学校体育連盟、全国中学校文化連盟及びスポーツ・文化活動に関する全国組織が主催する各種大会等において、単一の学校からの複数チーム・グループの参加、複数校合同チーム・グループの参加、学校と連携した地域スポーツクラブ・団体等の参加などの参加資格の在り方、大会の規模又は日程等の在り方、部活動指導員による単独引率やボランティア等の外部人材の活用など運営の在り方に関する見直しが行われた場合、沖縄県中学校体育連盟、沖縄県中学校文化連盟等が主催する大会等においても、必要な協力や支援を受け同様の見直しを速やかに行う。

イ 沖縄県中学校体育連盟、沖縄県中学校文化連盟等及び宜野湾市教育委員会は、学校の各部が参加する大会等や地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事・催し等に参加することが、児童生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

- それ以外の各競技団体や芸術文化関係団体等が行う大会等や地域の行事・催し等への参加については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）の趣旨を踏まえ、児童生徒の教育上の意義や、児童生徒や引率する指導者の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において精査する。

- 小学生が所属するスポーツ少年団等の各競技団体や芸術文化関係団体等の大会等や地域の行事・催し等への参加について、各団体等は、保護者等と連携し、指導者や児童、保護者の負担が過度とならないよう、見直しを検討する。

7 地域との連携等

- ア 校長は、児童生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館や公民館等の社会教育施設、劇場等の文化施設の有効活用や、地域のスポーツ団体等及び社会教育関係団体・芸術文化関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境並びに芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。
- イ 宜野湾市立小中学校においては、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、児童生徒がスポーツ・芸術文化等に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進する。
- ウ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

「改定版」は、児童生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。今後、ジュニア期におけるスポーツや文化、科学等の活動の環境整備については、長期的には、従来の学校単位の活動から一定規模の地域単位の活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

8 休日の部活動の段階的な地域移行へ向けて

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月1日事務連絡スポーツ庁・文化庁・文部科学省）」において、児童生徒にとって望ましい指導の充実と、教職員の負担軽減を図るため、休日の部活動については、令和5年度以降、段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ・文化活動（地域部活動）へ移行していく方針が示された。

中学生及び高校生の時期は、児童生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、児童生徒による自主的、自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考える機会となる。また、児童生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追求する機会などの充実につながるものである。